

平成 25 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 横 田 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 横 田 博
(コード番号：6248)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 総 務 部 長 石 田 克 之
TEL：082-241-8674 (代表)

募集株式発行の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 25 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しにつきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 25 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 595 円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 119,000,000 円
- (3) 仮 条 件 1株につき 700 円から 720 円
- (4) 仮 条 件 決 定 の 理 由 仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 595 円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該自己株式の処分を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 29,869,000 円
- (3) 仮 条 件 1株につき 700 円から 720 円
- (4) 仮 条 件 決 定 の 理 由 上記 1. における仮条件決定の理由と同一。

3. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 595 円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 43,732,500 円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。

【ご参考】

1. 公募による募集新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

①募集株式の数	当社普通株式	250,200株
		(うち、自己株式の処分 50,200株)
②売出株式数	当社普通株式	引受人の買取引受による売出し 240,000株
		オーバーアロットメントによる売出し(※) 上限 73,500株

(2) 需要の申告期間 平成25年5月27日(月曜日)から
平成25年5月31日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成25年6月3日(月曜日)

(4) 申込期間 平成25年6月5日(水曜日)から
平成25年6月10日(月曜日)まで

(5) 払込期日 平成25年6月12日(水曜日)

(6) 受渡期日 平成25年6月13日(木曜日)

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

公募による募集新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から73,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は73,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の株式数であり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年5月9日開催の取締役会においてみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式73,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成25年7月12日を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、平成25年6月13日から平成25年7月9日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い申し上げます。